糧食品売買契約条項

第１条　契約単価には、消費税及び地方消費税額は含まないものとする。

第２条　乙は、第三者に対し、この契約に基づく債務の全部若しくは一部の履行を委任し、若しくはこの契約により生じる債権を譲渡し､又はこれらの債務若しくは債権を継承させてはならない｡

第３条　納入糧食品は、品質形状等すべて定められた規格又は見本どおりで新鮮かつ衛生的なものであり、検査に合格するものに限るものとする。

第４条　糧食品の納入は発注書に基づき行うものとし､発注書の増減は書面又は電話によるものとする｡

　　なお、発注数量と予定数量との間に著しい差異又は変更が生じた場合でも、契約単価の変更は行わないものとする。

第５条　納入時に行われる受領検査の際には、乙又は乙の代理人が立ち会うものとし、乙の事情により立ち会いができない場合は、乙は、当該受領検査の結果について異議を申し立てることはできない｡

第６条　受領検査の結果不合格となった場合は､乙の負担において速やかに良品と交換するものとする｡

第７条　請求金額は、各品目ごとの契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税額・地方消費税額を加えた額とする。

２　前項の消費税額・地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条、地方税法第７２条の８３の規定に基づく額である。

第８条　乙は、毎１月分を取りまとめ、適法な支払請求書を甲に提出するものとし、甲又は甲の指定する者は、これを受理した日から起算して３０日以内に代金を支払うものとする。

２　甲は、前項の約定期間内に代金を支払わない場合は、約定期間満了の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における財務省告示による政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、未支払の原因が天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該期間の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

第９条　乙は、天災その他やむを得ない事由により、指示された日時に納入することができないときは、防衛医科大学校又は防衛医科大学校病院の給食に支障をきたさない時間的余裕をもって甲にその理由を詳記の上、納入延期又は発注の解除を請求することができる。

第10条　乙は、前条以外の理由により、甲からの承認を得て納入期日を経過して納入したときは、遅滞金として納期日の翌日から起算して納入の日まで遅延１日につき、その遅滞部分に対する契約金額の0.1パーセントに相当する金額を、指定された期日までに甲に支払うものとする。

第11条　乙及び乙の家族又は従業員等並びにその近在に伝染病が発生したときは、速やかに最寄りの保健所に通報するとともに納入を中止し、その旨を甲に通知し、甲の指示に従うものとする。

第12条　甲は、乙が第３条から第６条及び第９条から第11条までの条項に違反した場合は、その契約を解除することができる。この場合において、乙は、契約違約金として契約金額（予定数量に契約単価を乗じた額）のうち、解除部分に対する金額の10パーセントに相当する金額を指定された期日までに支払うものとする。

第13条　独占禁止法違反行為等があった場合、甲は契約を解除することができる。

第14条　乙は、独占禁止法違反行為等があった場合の賠償金として、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、実際の損害額又は契約金額の10パーセントに相当する額のいずれか多い額を支払わなければならない。

第15条　この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議して定めるものとする。

第16条　この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。